

各区市町村障害福祉主管課長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
就労支援担当課長 佐藤 祐樹
(公 印 省 略)

就労選択支援の実施について（依頼）

日頃から東京都の障害福祉の推進に御尽力いただきありがとうございます。

就労選択支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和 7 年 10 月から実施されます。

つきましては、各区市町村におかれましては、下記のとおりよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 指定申請前の事前相談について

都はこれまでも、障害福祉サービス等の指定申請を予定している事業者については、都への指定申請前に運営方針、職員体制、利用予定者数等について区市町村と事前相談を行っていただいていたが、就労選択支援についても、事前相談を行っていただくことになります。

都（公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室）への指定申請の際に、区市町村との事前相談の内容について記載したシートの御提出が必要となりますので、各区市町村におかれましては、指定申請を予定している事業者から相談があった際に御協力いただきますようお願いいたします。

就労選択支援事業所は、地域の関係機関について広く知識を有し、連携を図っていく姿勢が求められます。特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者等との連携は非常に重要です。対象の利用者がセルフプランでサービス利用を行う場合は、必要に応じて、依頼元の関係機関や他の就労支援機関等とも積極的に連携を図る必要があります。

そのため、事前相談の際には、地域の実情に応じて関係機関と連携する関係性を有しているか、また、どのように関係性を構築していくのかを事業者から御確認いただきますようお願いいたします。

2 支給決定事務について

就労選択支援については、令和 7 年 3 月 3 1 日付障障 0331 第 3 号厚生労働省通知「就労選択支援の実施について」において、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等近隣に就労選択支援事業所がない場合及び利用可能な就労選択支援事業所が少なく就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用が認められることとなっております。

具体的に、就労継続支援 B 型事業所の利用の際に、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを実施する必要がある場合は、事前に東京都まで御連絡ください。

障害者本人の状態や希望等を勘案の上、適切な対応がなされるよう、円滑な支給決定事務に御協力をお願いいたします。

3 区市町村担当者向け説明会について

就労選択支援の円滑な実施を目的として、区市町村担当者を対象とした説明会を開催いたします。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮ではございますが、担当者の方に御出席いただき、今後の業務に御活用くださいますようお願いいたします。

(1) 開催日時

令和7年7月23日（水曜日）午後4時から午後5時まで（予定）

(2) 開催方法

オンライン開催（Teams）

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_ZWE4ZmQ2M2MtOWQwMi00N2E4LWE2YzktMzI3NzYyNDZjZj5%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22f6573037-5d8d-4cf7-89ad-d97fa8ef208f%22%2c%220id%22%3a%223b652020-03a8-4213-a6d9-079afd288566%22%7d

(3) 参加方法

御参加に当たっては、表示名を「区市町村名・担当者名」として入室してください。

(4) 録画配信について

当日、説明会に参加できなかった区市町村担当者に向けて、後日配信を予定しております。

(5) 留意事項

本説明会は区市町村担当者向けの内容となっており、御案内する URL は担当者のみで共有いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部

地域生活支援課 就労支援担当

電 話：03-5320-4158

FAX：03-5388-1408